

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：14602

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25350761

研究課題名(和文) アメリカのスポーツ政策と法的紛争に関する研究

研究課題名(英文) A study of sport policy and dispute in the USA.

研究代表者

井上 洋一 (INOUE, Yoichi)

奈良女子大学・生活環境科学系・教授

研究者番号：10193616

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカスポーツ政策の基本となるのは1978年にアマチュア・スポーツ法として成立し、1998年に改正された連邦法規「テッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法である。これにより委託されたアメリカオリンピック委員会(USOC)は、生涯スポーツの振興と国際的な競技力向上施策を担当している。近年、細則のセクション9.1「競技者の権利」にかかわる多様な法的紛争が生じている。直近の5年のケースを見ると、種目では、体操、柔道、トライアスロンなど多岐にわたり、その争点は選手選考の基準についてが多い。とくに、これらの仲裁パネルのケースを見る限り選手側の主張は認めらにくい傾向にある。

研究成果の概要(英文)：The main sport policy in the USA is based on the Amateur Sport Act enacted in 1978 that amended as Ted Stevens Amateur Sports Act in 1998. USOC entrusted by the act have jurisdiction from life long sport to elite sport. In recent years, various legal disputes raised about athlete's rights(USOC bylaw Section 9). In recent 5 years, they are disputes about many sport. But, there are not recognized request from athletes.

研究分野：スポーツ法学

キーワード：スポーツ法 スポーツ政策 スポーツ紛争 アスリートの権利

## 1. 研究開始当初の背景

近年、国際的にもスポーツ政策と法的問題がスポーツ科学の一側面として研究の重要性が増している。当然ながら各国のスポーツ政策はその国のスポーツ観を反映しつつ、先進国では総じて文化的側面ばかりでなく経済的、福祉的側面とも関係しながら国策的意義を大きくしている。とりわけ、法をもとにした時代変化に伴う公的機関によるスポーツ政策のあり方や具体的施策を担うスポーツ組織の方策等は今日注目に値する。さらに、選手とスポーツ団体等との紛争が顕在化しており、スポーツ団体からの処分の妥当性やその範囲、軽重については、スポーツ界内の部分社会では対処しきれず、司法的判断が求められる。そこで、各国の裁判所だけでなく、仲裁機関等により解決を目指す事例が増えている。スポーツ法学の研究は、国際的に見ても研究組織が創設されてから、いまだ30年に満たない領域であり、また、その研究の進展も従来から蓄積されてきたスポーツ事故と法的責任の分野を除けば、まだ不十分な段階にあり、その開拓が急がれるところである。とくにガバナンスの充実が求められる今日、広くスポーツの発展を考えるうえでは、今後ますます法学的側面の検討が重要な役割を担うと考えられる。

スポーツの急速な発展にともなって、1980年代から広範囲なスポーツ事象を対象とした紛争が表面化してきた。そしてそれを受けて北米及びヨーロッパ諸国ではスポーツ法学の領域が徐々に発展してきている。しかしながら、我が国では一部スポーツ事故問題を除けば、それら研究は未だ不十分であり、とりわけ本来表裏一体であるとされる法と政策の研究は不足してきた。また、スポーツ紛争や訴訟についての検討は近年になってやっと若干の研究がなされてきたところである。とくにスポーツ法と政策に関する研究及びスポーツの参加資格、スポーツ・バイオレンス、ドー

ピングに関する事例などに代表されるスポーツ固有法と国家法の接点にある問題の研究について、本課題の応募者(井上洋一)は、「アメリカ『スポーツ政策調査研究』」(文部科学省委託調査)、笹川スポーツ財団、pp.239-273. 2011.7. 諸外国から学ぶスポーツ基本法 - 日本が目指すスポーツ政策、アメリカのスポーツ政策」SSF 2010.12. 「スポーツ固有法と国家法の衝突-障害を持つ者の競技参加と競技ルールの変更」山本徳郎、杉山重利監修『多様な身体への目覚め - 身体訓練の歴史に学ぶ -』共著p.422 アイオーエムpp.370-382. 2006. 「女性スポーツの平等機会とTitle IX」、「日本スポーツ法学会年報第10号」pp.101-111、2003. 「競技者をめぐるスポーツ紛争に関する考察 - レイノルズ事件からの課題 -」、「『体育・スポーツ史研究への問いかけ』清水重勇先生退官記念論集、pp.153-158、2001. 「アメリカの競技者と法的問題 - ドラッグ・テストプログラムをめぐって -」、「日本スポーツ法学会年報第7号」pp.22-46.2000.などにおいて検討してきた。また、スポーツ仲裁機構の研究会等で諸外国の仲裁事例等が集められ検討されてきているが、アメリカの政策や紛争については、これまでに我が国では十分に検討されていない。

## 2. 研究の目的

本研究では、諸外国におけるスポーツ国家法及び政策、法的問題についての資料、とくにスポーツ法学研究で先んじているアメリカ合衆国の資料を中心として、スポーツに関わる法規と各種政策及び紛争解決制度と事例(訴訟、仲裁)等に焦点をあて、以下の諸点を明らかにする。

1. 国際的なスポーツ関連法規、政策を考慮しつつ、最新のアメリカ合衆国のスポーツ法規と政策を検討し、具体的に競技スポーツと生涯スポーツ両面からその特徴、成果及び課題等を明らかにする。

2. 国際的にも注目されてきたスポーツに関わる法的問題のうち、とくにアメリカのスポーツ関連の紛争（訴訟、仲裁事例）について焦点をあて、その組織、そこで扱われる具体的内容や争点およびその課題について明らかにする。その際、わが国も含め北米及びヨーロッパ評議会加盟国を中心に国際的な比較の視点で検討する。

当該分野における本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義  
まず、アメリカ合衆国を対象にした最新の法規、政策等を詳細に検討した研究は我が国では見当たらない。スポーツはそれぞれの国や地域の歴史的社会的背景を持ちながら文化として独自に発展し、また一方では国際的には共通のルールを作成し、それに沿って運営がなされるという、まさに、国際法的な意味合いを有している。したがって、各国で成立してきたスポーツ関連法規やそれをもとにした政策もその国独自の特色を有しながら、一方ではグローバルな国際化に合わせた施策が考慮されていると考えられる。また、それぞれの国で生じる紛争はその国や地域のスポーツへの認識や法的背景を映し出しながら、紛争解決がなされる。それらの紛争解決には、まずスポーツシステム内の紛争処理制度が対応することが望ましいが、その当事者には利害関係がある場合が多いため、第三者の機関が当たることも求められる。最終的には国家権力によるサンクション能力に支えられた法的な手続きで処理されることが求められる可能性はあるとしても、それらは時間と費用において多大な負担となり、とくに迅速性を求められるスポーツ紛争の判断にはふさわしくない。したがって、それらを補う仲裁制度は、当事者間の合意の得られない場合には、システムとして機能しないものであるものの、スポーツ界が信頼を持ちゆだねることのできる機関であれば、その機能は著しいものとなることが予想される。つまり、社会のサブシ

ステムとしてのスポーツ界の決定や処分が一般法との関係でその合理性をもって判断される適切な方法となる。一方、国際的な関わりを有する事例も多く噴出し易いことがスポーツ紛争の特徴である。つまり、国際的な統括団体を有するスポーツは、結果的には統一の競技ルールや団体規約などの下に国と地域のスポーツ団体と国際スポーツ団体とが連続的につながることであまりうまく機能するのであり、国際的ルールが優先的に上位法的意味を持つことになりやすい。これらの広がりつつあるスポーツ政策やスポーツ紛争に内在する課題については、人文・社会科学的側面とりわけ法学的側面からの研究が必要と思われる。今後我が国でも、より増すことが予想される複合的政策的課題はスポーツにとどまらない分野にまたがるであろう。また、派生する関連の紛争を想定するとき、アメリカの先行事例を丹念にあたる本研究は、政策のあり方や問題解決のための判断基準として大いに役立つと思われる。

### 3. 研究の方法

図書資料及びその他の文献資料、各機関から出される資料を中心に分析、検討する。

### 4. 研究成果

・アメリカスポーツ政策を考える場合、その基本となるのは 1978 年にアマチュア・スポーツ法として成立し、1998 年に改正された連邦法規である「テッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法 (Ted Stevens and Amateur Sport Act of 1998)」である。その法律によって、アメリカのスポーツ政策の中心的役割を委託されたアメリカオリンピック委員会 (USOC) は、一部生涯スポーツの振興を法規上は謳っているものの、国際的な競技力向上を目指した施策を担当している。この基本的な法をもとに USOC 細則のうちに競技者の権利規定を謳っている。USOC 規則のセクション 9.1 「競技者の権利」には、USOC のいかなるメンバ

ーも、オリンピック大会、パンアメリカン競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、またはこれらの第 1.3 節で定義されているような保護された競技に参加するアマチュア選手の機会を否定することまたは脅かすことはできないと規定されている。そして、このことは競技者にだけでなく、そのコーチ、トレーナー、監督、管理者、または他の役人にも同様に適用されるものとする。競技者等の参加する権利を擁護する重要な規定がなされている。この規定は、当然ながらしばしば、選手と団体の紛争のケースで根拠として争われてきている。アメリカの競技者の参加機会にかかわる紛争を解決するためには、一般に 3 つの申し立て過程があり、それらは、所属統括団体に苦情申し立てる、USOC に苦情申し立てる、アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association) に仲裁要求を申し立てる、という方法があるが、とくにここでは USOC 細則 Section 9 Complaint をもとに申し出るにかかわり検討することとする。セクション 9 にかかわる具体的な紛争事例は、USOC のホームページから見る事ができる。( <https://www.teamusa.org/Footer/Legal/Arbitration-and-Hearing-Panel-Cases/Section-9> )

このうち直近の 5 年のケースを見ると、種目では、体操、柔道、トライアスロン、ラグビー、テコンドー、サイクリング、ウォータースポーツ、水球、レスリング、陸上競技、射撃、卓球など多岐にわたっているが、その争点はやはり選手選考の基準についてが多く、その他、ドーピングの制裁期間、パラリンピックでの宿舎での待遇などがあげられる。そのうち、とくに、以下の直近の仲裁パネルのケースを見る限り選手側の主張は認められていない。

・「ヘルシーピープル」を標語に 1979 年から始まった連邦の健康づくり政策は、保健福祉

省が管轄し、10 年ごとに目標を示し、健康増進のための運動を推奨してきた。また、2010 年にはオバマ大統領によって従来の対象に栄養部門を加えた「大統領体力スポーツ栄養審議会 (PCFSN)」が設置され、農務省、教育省、疾病管理予防センター、アメリカスポーツ医学会 (ACSM) 等と協力関係を持ちながら、国民に規則正しい体力づくりとスポーツ活動の重要性を認識させ、プログラム等を提示し、その実践を援助する活動が進められている。2010 年から ACSM と協力した全米身体活動計画 (NPAP) を実施しているが、その効果は芳しくなく、普及実践の難しさを示している。2014 年のレポートでは、全体の身体活動 D-、座りっぱなしの傾向 D、活動的でない移動 F、スポーツへの参加 C-、活動的な遊び 不十分、健康に関係するフィットネス 不十分、家族や友人 不十分、学校 C-、地域とその環境 B-、政府の戦略と投資 不十分、というように、その結果は全体的にかなり低い評価がなされ、体力を向上するための計画の必要性が示された。これらを受けて、2016 年には、「Faith-Based Settings」と「スポーツ」を加えた 9 つの社会のセクターを通して身体活動を包括的に推進する計画を進めている。2016 年の報告では、子どもと青少年の身体活動等の推奨目標については、現実とのギャップが大きいこと、男女差も明確に存在することが指摘されている。なお、スポーツにかかわる法的紛争については、事故問題からジェンダー、セクハラ、暴力、いじめ、障害を持つ者の機会、プライバシー権、労働法問題まで多岐にわたっている。とくに、キャンブルにかかわる事例や NCAA の選手報酬を認める方向の判断がなされた事例は特筆すべきである。

・1998 年に改正された連邦法規である「テッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法 (Ted Stevens and

Amateur Sport Act of 1998)」によってアメリカのスポーツ政策の中心的役割を委託されたアメリカオリンピック委員会 (USOC) は、一部生涯スポーツの振興を法規上は謳っているものの、その多くは国際的な競技力向上を目指した施策を担当している。競技力向上施策は、従来この民間委託型がアメリカのスポーツ政策の特徴で、その財政も国からの援助はなく、2016年ブラジルリオのオリンピック・パラリンピックを目前にした現在は、Road to RIO と銘打って民間ファンドを利用した財政的援助策が打ち出されている。ただし、これに加えて、連邦の行政機関として、2009年6月にオバマ大統領は、ホワイトハウスに「オリンピック、パラリンピック及び青少年スポーツ局」を設置し、USOCと協力し、スポーツの振興を図るとした新しい動きも出ている。その一環で障害者スポーツに関してパラスポーツにおけるタレント発掘事業「Gateway to Gold」などが進行している。

一方、連邦レベルの健康づくり政策は保健福祉省が主として管轄し、健康増進のための運動を推奨している。そして、2010年にはオバマ大統領によって従来の対象に栄養部門を加えた「大統領体力スポーツ栄養審議会 (PCFSN)」が設置され、機能している。その目的は、国民に規則正しい体力づくりとスポーツ活動の重要性を認識させ、プログラム等を提示することにより、その実践を援助することである。この施策の中では、農務省、教育省、疾病管理予防センター、アメリカスポーツ医学会 (American College of Sports Medicine (ACSM)) 等と協力関係にある。例えば、ACSMと協力したナショナルフィジカルアクティビティプラン(NPAP)が実施されているが、その結果は芳しくなく、普及実践の難しさを示している。

・アメリカのスポーツ政策を競技力向上と生涯スポーツの推進及び健康づくりを分類した場合、健康づくりに関する連邦政府レベル

の機関は保健福祉省である。同省では、1979年以来、健康増進と疾病予防について10年毎の国民の目標を定めた「ヘルシーピープル」を発表している。現在の「ヘルシーピープル2020」では38のカテゴリーそれぞれにおいて簡明な目標設定がされている。なお、同省は各年代や性別および障害毎に推奨される身体活動に関するガイドライン「国民のための身体活動ガイドライン (2008)」を発表している。行政機関としては、1956年、青少年の体力問題を契機に大統領直轄の行政部門の一つとして「青少年の体力に関する大統領カウンスル (PCPFS)」が創設され、その後スポーツをその対象をひろげ、そしてさらに現在、2010年オバマ大統領によって従来の対象に栄養部門を加えて、「大統領体力スポーツ栄養審議会 (PCFSN)」と名称を変更している。その目的は、国民に規則正しい体力づくりとスポーツ活動の重要性を認識させ、プログラム等を提示することにより、その実践を援助することである。具体的な運動・スポーツ参加促進プログラムとしては、例えば、「大統領チャレンジ」や「アクティブ・ライフスタイル・プログラム」などを実施している。これらは、一定レベルの実施基準を満たした者を表彰するシステムになっていて、アクティブ・ライフスタイル・プログラムは、これから運動、スポーツを始めるビギナーを対象にしており、18歳以下の子供は1日に60分、大人は30分の運動・スポーツを最低でも週に5日、6週間続けるプログラムである。さらに、全国規模の体力・運動能力テストとしては、PCFSN)の青少年向けの体力テストおよび表彰のプログラム「フィジカル・フィットネス・テスト」、「ヘルス・フィットネス・テスト」がある。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 2 件)

・井上洋一 『21世紀スポーツ大事典』  
編著、P.1343 大修館書店、(スポーツ  
と法の項目編集、pp.83-120.) スポーツ  
権 pp.90-92.、スポーツの男女平等機会  
の保障と課題 pp.92-94.、障がい者スポ  
ーツの法的保障と課題 pp.94-97.の項目  
著、スポーツ法学 pp.229-230.

(平成 27 年 1 月 )

・井上洋一 スポーツと人種をめぐるス  
ポーツ権 pp.55-57. スポーツと環境  
をめぐるスポーツ権 pp.57-58. 日本ス  
ポーツ法学会監修 『標準スポーツ法学  
テキスト』 エイデル出版  
(平成 28 年 6 月)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

井上 洋一 (INOUE, Yoichi)  
奈良女子大学・生活環境科学系・教授  
研究者番号：10193616

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者

( )